

2019年5月13日

会社名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 石井 茂  
 (コード番号：8729 東証第一部)

## 支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるソニー株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2019年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ソニー株式会社	親会社	65.06	—	65.06	(株)東京証券取引所、 ニューヨーク証券取引所(米国)

注：議決権所有割合は自己株式(37,425株)を控除して計算しています。

### 2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

#### ①親会社の企業グループにおける当社の位置付け

ソニー株式会社は当社の議決権の65.06%を所有する親会社であります。当社<sup>※1</sup>は、ソニー株式会社の企業グループ(以下「ソニーグループ」という)の金融分野に属しています。

※1 当社は、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社、ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社等を傘下に持つ金融持株会社であります(以下、当社を親会社とする企業グループを「当社グループ」という)。

#### ②親会社やそのグループ企業との取引関係や人的関係

##### (取引関係)

当社グループ各社は、「ソニー」の名称の使用に関し、ソニー株式会社との間で、商号・商標使用許諾契約を締結しております。これらの契約に基づき、当社グループ各社はソニー株式会社に対してブランドロイヤリティを支払っております。

##### (人的関係)

当社の2019年3月31日現在の役員13名(取締役10名、監査役3名)のうち2名は、ソニーグループの役員・従業員が兼務しております。また、当社はソニー株式会社から従業員として出向者5名を受け入れております。

(2019年3月31日現在)

当社における役職	氏名	ソニーグループにおける役職	就任理由
取締役	神戸 司郎	ソニー(株) 執行役 常務	グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有するため
監査役	是永 浩利	ソニーコーポレートサービス(株) 取締役 執行役員 グローバル経理センター センター長	長年経理業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するため

③親会社の企業グループに属することによる事業上の制約等

当社グループ各社は、「ソニー」の名称の使用に関し、ソニー株式会社に対してブランドロイヤリティを支払っておりますが、その金額規模は当社グループの経営基盤に重大な影響を及ぼすものではありません。当社は「ソニー」の名称が、当社グループのブランド認知度の向上、信頼度の向上および社員の意識高揚等のメリットがあると考えます。

④親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方

当社グループは、ソニーグループの金融以外の事業とは事業上の関連性が薄いこと、金融庁の監督下にある認可事業として保険業法および銀行法等に基づき事業を行っていること等から、経営・事業活動においてソニーグループから一定の独立性が確保されていると認識しております。また、ソニー株式会社は当社の主要株主としての認可を金融庁より取得しており、当社の企業理念を尊重すべきであることを十分に認識しております。これらの理由から、兼任役員は独自の経営判断を行える状況にあると考えております。

なお、当社は、親会社からの独立性を高める観点から、会社法の独立性基準、および東京証券取引所の定める独立役員としての基準に加え、当社が定める独立性基準を充足する社外役員5名（社外取締役3名、社外監査役2名）を選任し、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額※ (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ソニー(株)	東京都港区	874,290	製造業	(被所有)直接65.06	出向者の受入、役員の兼任等	出向者給与の支払等	85	未払費用	4

※取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、ソニー株式会社との取引等について、当該取引等の必要性および条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを確認しております。

以上

(お問い合わせ先)

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

I R部 電話：(03) 5290-6500 (代表)

E-mail : [press@sonyfh.co.jp](mailto:press@sonyfh.co.jp)

(ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のホームページ)

<https://www.sonyfh.co.jp/>